

全国司法書士女性会FAX通信280号 (2014年10月号)

発行責任者 会長 大城 節子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

http://shihosyoshi-joseikai.com/

2014年9月27日

全国司法書士女性の集い・
全国司法書士女性会総会 開催報告

会長 大城節子

2014年9月27日土曜日 福岡サンパレス ホテル&ホールにて
第18回 全国司法書士女性の集い・第15回 全国司法書士女性会総会
を開催いたしました。
ご出席下さった皆様、誠に有難うございます。

研修講師には「別姓訴訟」弁護団事務局長 打越さく良弁護士をお迎え
し、「家事事件手続法の解説と家事事件の具体的案件」をテーマにご講義頂き、
具体的な事案をふんだんに、わかりやすいお話しを伺いました。

全国司法書士女性会は、今年度も「選択的夫婦別姓制度」の実現を目指し
て活動を続
けます。制度実現への足掛かりとするべく別紙「要望書」を議決致しまし
た。
引き続き、ご理解・ご支援よろしくお願い申し上げます。

※総会にご出席下さったご来賓の方々（順不同）

| | |
|------------------------------|---------|
| 龍谷大学法学部 教授 | 今川 嘉文様 |
| 全国女性税理士連盟西日本支部 副支部長 | 大久保 倫子様 |
| 全国女性税理士連盟九州・沖縄ブロック ブロック長 | 松崎 和代様 |
| 日本司法書士会連合会 理事 | 加藤 憲一様 |
| 九州ブロック司法書士協議会会長兼福岡県司法書士会会長 | 大部 孝様 |
| 大分県司法書士会 会長 | 和田 正敏様 |
| 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長 | 井上 広子様 |
| 司法書士政治連盟九州ブロック協議会 会長 | 近藤 稔様 |

※たくさんの温かいメッセージを頂戴いたしました。
改めてお礼申し上げます。

要 望 書

全国司法書士女性会
会長 大城 節子

私たち全国司法書士女性会は、選択的夫婦別姓制度の早期実現を強く望みます。また、司法書士が婚姻により姓の変更を行い、旧姓使用で業務を行う場合に、公的証明書を旧姓により発行していただきたく要望いたします。

女性が社会で活躍するために、その姓の変更の不利益を解消していただきたい。

1、 選択的夫婦別姓制度の早期実現について

女性が婚姻等により姓の変更を行う場合、それまでに使用してきた姓名は個人の特定に不可欠であるとともに、のれん、看板名という財産的価値を有することとなる。この財産的価値を維持しつつ、婚姻後においても業務を継続するためには、選択的夫婦別姓制度を認めていただきたい。

2、婚姻により姓が変更した場合に、旧姓使用制度により業務を旧姓で行う場合について、公的証明書（印鑑証明書、免許証、パスポート等）を旧姓で発行していただきたい。

（1）、方法

住民基本台帳法7条の改正により、「旧姓により公的証明書の発行を求め」と記載する場合には、公的証明書の発行を一律旧姓によること。

また、そのために、印鑑証明書、免許証、パスポート等について、各法律の改正を行う。

（2）、理由

司法書士の場合、婚姻等において姓が変更した場合、旧姓使用制度を利用することにより看板、名刺の使用を継続し、これまでに築いてきた顧客に対する信頼などの財産的価値を維持することができる。しかし、銀行においては、旧姓による通帳発行には対応されておらず、旧姓使用を行っていることから、職務上の姓と銀行通帳の姓が異なる理由を、取引や業務ごとに顧客に説明する不便を強いられる。

例えば、1日に3件の売買契約に伴う取引を行った場合、その振込口座との違い、婚姻、離婚により姓が変更したこと及び旧姓使用制度を利用していることを、1日に3度顧客に説明しなくてはならない。

また、成年後見制度においても、業務上旧姓使用を行った場合に成年後見登記においては、戸籍名でしか登記できず、業務のたびに説明する必要が生じる。これは、司法書士法人登記においても同様で、理事の氏名は、戸籍上の姓でしか行えず、業務上の姓との登記上の姓の違いの説明が取引のたびに必要となる。

女性司法書士が社会で活躍するうえで、姓名変更の不利益を解消していただきたい。

（3）、他の士業

弁護士においても司法書士と同様に、業務ごとに銀行通帳の氏名と異なる理由の説明を求められる。また、破産管財業務においても同様である。

公認会計士の場合、社外監査役における氏名が、旧姓の業務上の姓ではなく、変更後の戸籍名でなくてはならないという不便が生じる。今後、女性公認

会計士の活躍が望まれる中、旧姓で活躍する公認会計士が増加することから、必要性が高まることが予測される。

税理士の場合にも、司法書士と同様の不便が予測される。

医師や大学教授の場合には、旧姓での学術論文などの氏名と変更後の姓の不一致が生じる。

(4)、一般企業において

企業では、結婚離婚等の姓の変更を公にせずに、旧姓で業務活動をおこなうことは、これまでの顧客を保持し、かつ、自らのプライバシーを公にしたくない場合、年金手帳、健康保険などについても、旧姓で行う必要がある。

2014年9月27日総会決議

2014年度各士業女性合同研修会のご案内

全国司法書士女性会
会長 大城節子

全国司法書士女性会では、毎年大阪において、弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士と合同の研修会を開催しています。今年度のテーマ及び日程が決まりましたので、ご案内いたします。男女問わず、一人でも多くのご出席をお待ちしています。

1、テーマ 五士業に聞く相続～改正を踏まえて

平成27年1月1日の相続税の改正に備え、その対策について、事前に遺言を行ったほうがよい場合、相続税対策をおこなうにあたり、高齢者で認知症になりそうな方がいる場合、また、年金の問題、事実婚の場合など、幅広く研修、討論をおこないます。

2、日時 平成26年11月15日(土曜日)

* 午後1時半～4時半 研修 * 午後5時半～ 懇親会

3、会場 研修 大阪弁護士会 (大阪市北区西天満1-12-5)
懇親会 中之島クラブ (大阪市北区中之島1-1-27 大阪市中央公会堂地下1階 電話06-6233-3480)

4、費用 研修 無料 懇親会 5000円

5、研修単位 3単位

.....

申込書 平成26年11月10日までに、司法書士法人鶴川事務所にファクスで申し込んでください。(072-683-8305)人数に限りがあり、先着順となります。

参加する部分に○をつけて、ファックスしてください。

研修会に参加

懇親会に参加

所属会
氏名
電話番号